



市内農業者の渇水・暑熱対策補助金を創設

農業用水確保用ポンプの調達や燃料費、園芸・畜産農家の暑熱対策等を支援します

今夏の記録的な高温及び少雨により、農業生産に深刻な影響が生じることが懸念されている中、その影響を最小限に抑えるべく、農業者において水中ポンプ等の調達やその燃料の購入、ビニールハウスや畜舎における暑熱対策など様々な取組がなされているところです。

このような状況を受けて、市では「養父市緊急渇水・暑熱対策事業補助金」を創設し、これらの自主的な渇水・暑熱対策を支援することで、市内の農業生産活動の安定化を図ります。

以上について、早急な対応が必要と考え、令和7年8月6日に補正予算を編成し、専決処分を行いました。補助金の申請期間は2025年8月7日（木）から2025年12月26日（金）までです。詳細は以下のとおりです。

【補助金の概要】

- 1 目的 今夏の記録的な高温及び少雨に対して、農業者の自主的な渇水・暑熱対策に要する経費を補助することで、市内における安定した農業生産の維持を図る。
- 2 補助対象者 市内の農業を営むもの、水利組合等農業団体
- 3 補助対象経費及び補助金の額

対象経費	補助金の額
① 購入費又はリース料（給水車、給水・水中ポンプ及びこのポンプに用いる発電機や送水ホース）	対象経費の85%以内（上限50万円）
② 燃料費（給水車、ポンプ又は発電機に係る燃料費）	実額の85%以内（上限20万円） ※領収書等がない場合は、稼働日数に定額1,000円/日を乗じた金額（最大30日分）
③ 井戸又は貯水槽設置に係る調査及び工事費	対象経費の85%以内（上限50万円）
④ 設置費（扇風機、換気扇、細霧発生装置、遮光シート等） ただし、畜産農家又は施設園芸農家に限る。	対象経費の50%以内（上限50万円）

※上記①、②については、2025年7月1日（火）から9月30日（火）までに支払った経費

※上記③、④については、2025年7月1日（火）から12月26日（金）までに支払った経費

- 4 申請方法 農林振興課の窓口（養父市広谷 250-1）に補助金申請書及び事業に要した経費の領収書等、必要書類を提出する。
- 5 申請期間 2025年8月7日（木）から2025年12月26日（金）まで

【問合せ】

産業環境部 農林振興課 課長：谷 徳充 担当者：小谷 昭人
電話：079-664-0284